

【令和 6 年度予算案資料（保健医療介護部健康長寿課）】

新規 若年がん患者等支援事業の概要**①【アピアランスケア支援事業】**

事業予定時期：令和6年度～

令和6年度当初予算案 4 百万円（①、②の合計額）

現状・課題

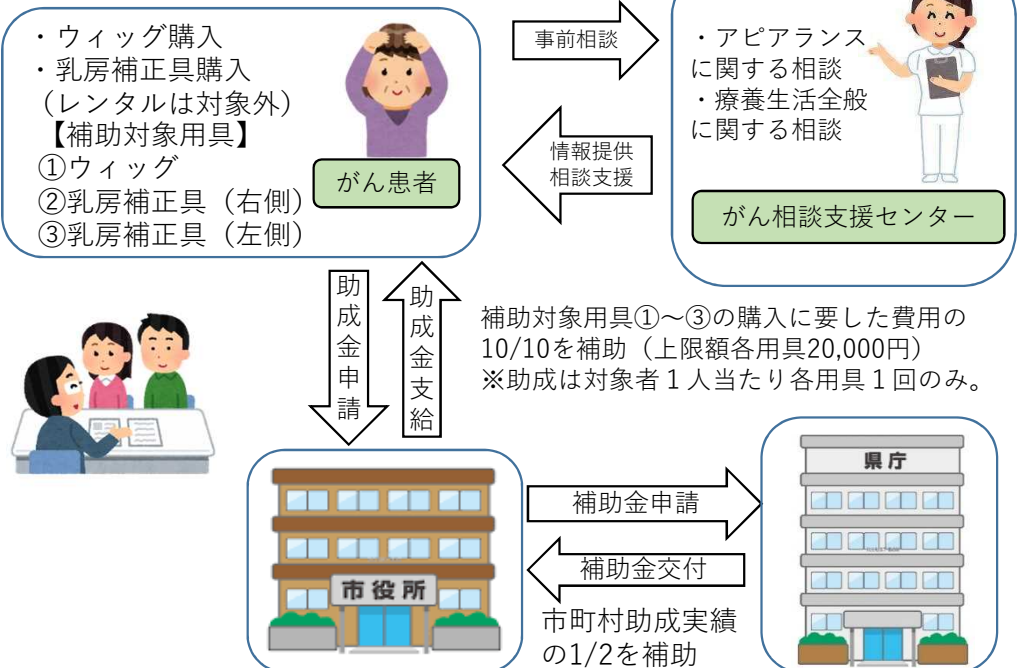
近年、医療の進歩によりがん患者の生存率が改善し、通院治療環境の整備も進んだことから、社会生活を送りながらがん治療を受ける患者が増加している。このため、がん治療による脱毛や、乳房切除による外見変化への対応（アピアランスケア）についてのニーズが高まっている。

事業目的

がん患者のアピアランスケアを経済的に支援し、精神的な負担を軽減し、社会参加を促進することにより、がん患者のQOL向上につなげる。

事業内容

- 1 実施主体
市町村
- 2 対象市町村
「アピアランスケア支援事業実施要領」に基づき、がん患者に対しアピアランスケア用具購入費助成事業を実施した市町村
- 3 対象者
沖縄県内に住所を有し、がんと診断され、その治療を受けた又は現に受けている者であって、当該治療による外見変貌を補完する補正具を必要とする者
- 4 対象経費
・ウィッグ及び装着に必要な頭皮保護用のネット
・補正下着等の胸部補正具
- 5 補助率
2分の1

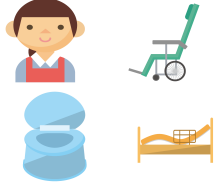
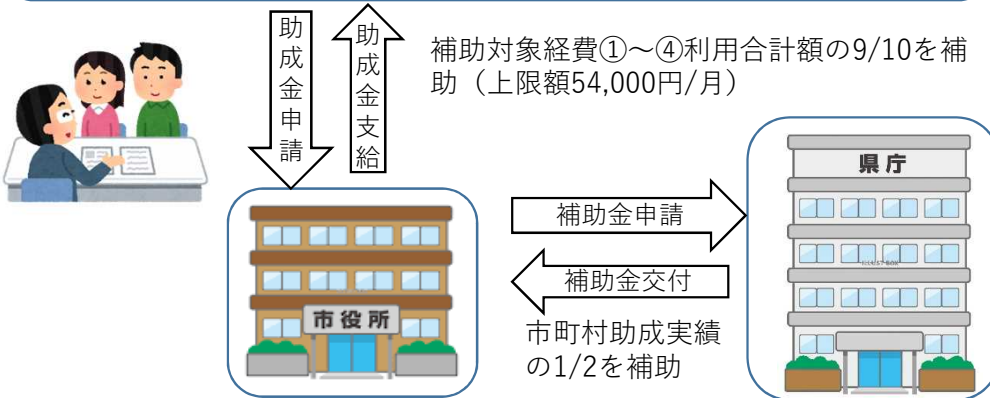
事業フロー

新規 若年がん患者等支援事業の概要 ②【若年がん患者在宅療養生活支援事業】 事業予定時期：令和6年度～

令和6年度当初予算案 4百万円（①、②の合計額）

現状・課題
40歳以上の末期がん患者は、第2号被保険者として公的介護保険を利用し、1割の自己負担で介護サービスを受けながら在宅療養することができる。また、18歳未満の末期がん患者は、小児慢性特定疾病医療費助成制度により、医療費助成や福祉用具の給付支援を受けることができる。一方、上記世代の「はざま」にある、18歳～39歳の末期がん患者については、公的支援がなく、がん末期の最期の時間を自宅で療養する費用について、経済的負担が大きい状況である。

事業目的
若年がん患者が最期まで住み慣れた自宅で自分らしく過ごす選択ができるよう、経済的に支援を行い、がん患者のQOL向上につなげる。

事業内容 - 実施主体 市町村 - 対象市町村 「若年がん患者在宅療養生活支援事業実施要領」に基づき、若年がん患者に対し在宅療養生活支援事業を実施した市町村 - 対象者 沖縄県内に住所を有する20歳以上40歳未満の者であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した者（年齢が18歳又は19歳であって、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない者を含む） - 対象経費 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入 - 補助率 2分の1	事業フロー  【補助対象経費】 ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③福祉用具貸与 ④福祉用具購入  補助対象経費①～④利用合計額の9/10を補助（上限額54,000円/月） 補助金申請 補助金交付 市町村助成実績の1/2を補助
--	---